一宮市屋内プール整備・運営事業
プロポーザル募集要項
【修正版】

2026 年 10 月 6 日

一宮市

目　次

１　募集要項の定義 1

２　事業の概要 1
（１）本事業の名称 1
（２）本事業の対象となる公共施設の名称 1
（３）公共施設の管理者 1

３　本事業の目的 2

４　本事業の基本コンセプト（民間事業者に期待する事項） 2

５　本事業の内容 3
（１）事業方式 3
（２）本事業の範囲 3
（３）事業期間 4
（４）事業スケジュール 5

６　事業用地 6

７　事業スキーム 7
（１）事業スキームの概要 7
（２）市から事業者への対価の構成及び支払方法 8
（３）事業者の収入及び負担する費用 9
（４）事業者から市への収益還元 11

８　提案価格の上限額 11

９　遵守すべき法令等 11

１０　事業者の募集及び選定に関する事項 12
（１）事業者の募集及び選定方式 12
（２）事業者の募集及び選定スケジュール 12
（３）募集の性格 12

１１　応募者の参加資格 13
（１）応募者の構成 13
（２）構成員共通の参加資格要件 13
（３）応募者の参加資格要件 14
（４）参加資格の確認 16

１２　事業者の募集に関する手続き 18
（１）募集要項等の公表 18
（２）資料の提供 18
（３）募集要項等に関する質問の受付 19

（４）募集要項等に関する質問に対する回答公表 19
（５）参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付 19
（６）参加資格審査結果の通知 20
（７）競争的対話の実施 20
（８）応募の辞退 20
（９）提案書類の受付 20
（１０）グループ応募構成事業者の変更 21

１３　応募における留意事項 22
（１）禁止事項等 22
（２）募集要項等の承諾 22
（３）複数提案の禁止 22
（４）提案書類の変更等の禁止 22
（５）応募・提案書類作成等に係る費用負担 22
（６）使用言語、単位及び時刻 22
（７）著作権 22
（８）特許権等 22
（９）市が公表・配付する資料の取扱い 23
（１０）プロポーザルの中止等 23
（１１）応募の無効 23
（１２）その他 23

１４　優先交渉権者の決定方法 24
（１）事業者の選定方法 24
（２）選定委員会の構成 24
（３）ヒアリングの実施 24
（４）優先交渉権者の決定及び公表 24
（５）優先交渉権者にならなかった応募者に対する理由の説明 24
（６）優先交渉権者を決定しない場合の措置 24

１５　事業契約に関する事項 25
（１）基本協定書の締結 25
（２）事業者との事業関連契約の仮契約の締結 25
（３）事業関連契約の締結 25
（４）事業関連契約の内容 25
（５）契約を締結しない場合 25
（６）契約の締結に至らなかった場合の措置 26
（７）費用の負担 26
（８）契約保証金 26
（９）事業者の事業契約上の地位 26

１６　事業実施に関する事項 27

（１）誠実な業務遂行義務 27
（２）市と事業者との責任分担 27
（３）業務遂行状況のモニタリング 27
（４）損害賠償 27
（５）保険の付保 27
（６）提案書類又は事業関連契約の解釈について疑義が生じた場合の措置 27
（７）事業の継続が困難となった場合の措置 28

１７　募集要項等に関する問合せ先（書類提出先） 28

【募集要項　別紙１】本事業に係るリスク分担表 29

【募集要項　別紙２】市のモニタリングによる要求水準等未達の措置 32

【募集要項　別紙３】不可抗力・法令変更による増加費用及び損害の負担方法の考え方 34

【募集要項　別紙４】物価変動等に係る対価の改定方法の考え方 36

【募集要項　別紙５】談合等の不正行為に係る契約解除の考え方 39

１　募集要項の定義

「一宮市屋内プール整備・運営事業プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、一宮市（以下「市」という。）が推進する「一宮市屋内プール整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、募集、選定及び契約等の手続きに必要な事項を定めることを目的とするもので、本事業の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要項とあわせて公表する「要求水準書」、「優先交渉権者選定基準書」（以下「選定基準書」という。）、「様式集」、「基本協定書（案）」及びこれらに付随する資料は、募集要項と一体のものとする（以下、募集要項及びこれら一体のものを合わせて「募集要項等」という。）。

応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類（以下「応募書類」という。）を提出するものとする。

２　事業の概要

（１）本事業の名称

一宮市屋内プール整備・運営事業

（２）本事業の対象となる公共施設の名称

（仮称）一宮市屋内プール（以下「本施設」という。）

（３）公共施設の管理者

一宮市長　中野　正康

３　本事業の目的

市では、「第７次一宮市総合計画後期基本計画（令和５年３月）」において、誰もが気軽にスポーツへ参加できる機会を充実させるため、身近な場所で運動できる環境の整備を必要としている。

また、「一宮市公共施設等総合管理計画（令和４年３月）」では、公共施設全体を減らしながら行政サービスの向上・維持を図る「縮充」への意識転換が必要とされており、民間で代替が可能な施設は保有しないことや、中長期的な視点でトータルコストの縮減・平準化を図るため PPP/PFI を活用すること等の方針を掲げている。

一方、市が設置している現存の「一宮市温水プール」（以下「温水プール」という。）は築後 40 年超を経過して老朽化が進んでいるため、市としては、市民が引き続き水泳をすることができる場を確保する必要がある。

加えて、市立小中学校に設置されている学校プールの老朽化が進んでいるため、子どもたちに良質な水泳環境を提供するために、学校水泳授業を安定的に実施できる場所を確保する必要がある。

このような背景のもと、市は、民間の資金や創意工夫、ノウハウを積極的に活用し、市の財政負担の抑制や平準化を図りながら、市民が水泳をすることができる場の確保及び質の高い学校水泳授業の実現を目的に本事業を民間活力導入手法により実施することとした。

４　本事業の基本コンセプト（民間事業者に期待する事項）

本事業では、民間事業者からの提案に際し、特に下記の事項を期待するものとする。

（１）市民が引き続き水泳ができる場の確保

・「温水プール」が廃止された後も市民が水泳を継続できるよう、開館時間中（学校水泳授業の実施時間を除く。）には、市民の誰もが利用できる一般利用を、利用者の多様なニーズに応じて柔軟に提供してほしい。

・料金は低廉なものとし、多くの市民が気軽に安心して利用できる機会を提供してほしい。

（２）質の高い学校水泳授業の実現

・市内の学校が水泳授業を安定的に、安全に実施できる場所を提供してほしい。

・民間ノウハウの活用により、子どもたちが泳ぐことを好きになり、子どもたちの泳力が向上する水泳指導を取り入れてほしい。

・市及び学校と連携をしながら、学校教員の負担軽減に貢献してほしい。

（３）市の財政負担の軽減及び平準化

・民間資金の活用や提案事業等の実施により、市の財政負担の軽減や平準化に貢献してほしい。

（４）市民ニーズや立地に適したサービスの提供

・市民ニーズや立地に適した民間サービスを実施することで、市民が健やかに快適に生活できる環境づくりに貢献してほしい。

５　本事業の内容

（１）事業方式

本事業は、民間の資金や創意工夫、ノウハウを積極的に活用し、市の財政負担の縮減や平準化を図りながら、市民が水泳をすることができる場の確保及び質の高い学校水泳授業の実現を目的に民間活力導入手法により実施することとしている。

また、市は、施設の可能な限り早期の供用開始を目指すとともに、事業期間終了時において、市及び本施設を取り巻く環境の変化を踏まえた政策変更（市民サービスの内容変更や施設の供用継続・在り方の見直しを含む。）に柔軟に対応できるよう、また、「公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方」（令和３年４月・内閣府民間資金等活用事業推進室）において新たな事業手法が検討されていることも踏まえ、非保有手法（例：リース方式）を採用する。

（２）本事業の範囲

本事業において事業者が行う事項（業務等）は、下記のとおりとする。

①設計業務

１）事前調査（必要に応じた現況測量、地盤調査、土壌調査、地歴調査等）
２）設計（基本設計・実施設計）
３）各種申請等（確認申請等）
４）その他、上記を実施する上で必要な事項

②建設業務

１）建設工事（必要に応じた造成工事を含む。）
２）什器・備品の調達及び設置
３）近隣対応・対策
４）その他、上記を実施する上で必要な事項

③工事監理業務

１）工事監理
２）その他、上記を実施する上で必要な事項

④開業準備業務

１）開業に向けた準備
２）一般利用、学校水泳授業の開始に向けた準備
３）その他、上記を実施する上で必要な事項

⑤施設の運営業務

１）一般利用
２）利用料金の徴収
３）その他、上記を実施する上で必要な事項

⑥学校水泳授業の受入業務

1）学校水泳授業の水泳指導

2）バスでの送迎

3）その他、上記を実施する上で必要な事項

⑦施設の総合管理業務

1）実施体制の整備及び教育訓練

2）情報発信・問い合わせ対応

3）安全・衛生管理

4）その他、上記を実施する上で必要な事項

⑧施設の維持管理業務

1）建築物保守管理

2）建築設備保守管理

3）外構等保守管理

4）清掃

5）警備

6）什器・備品等保守管理

7）修繕

8）その他、上記の業務を実施する上で必要な事項

⑨附帯事業

1）提案事業の実施

2）民間収益事業の実施

3）その他、上記を実施する上で必要な事項

⑩本事業の統括管理（プロジェクトマネジメント等）業務

1）事業全体の統括管理

2）市との協議、市への報告

3）その他、上記を実施する上で必要な事項

（３）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日を起点として、本施設の供用開始後 20 年を経過する月の末日までとする。具体的な事業期間の終了時点は、事業の実施に必要となる各種契約書（以下これらを総称又は個別に「事業関連契約」という。）に明記する。なお、事業期間終了時点（正確には市が事業者に対して施設整備に係る対価の支払を全て完了した時点）で、事業者は市に本施設を無償譲渡する。

（４）事業スケジュール

本事業は、次のスケジュールにより実施することを予定している。

優先交渉権者の選定	2026 年 11 月上旬
基本協定書の締結	2027 年１月
事業関連契約の締結	2027 年３月本契約（２月仮契約）
施設整備期間	2027 年４月頃から本施設の竣工時まで※
開業準備期間	本施設の竣工後から供用開始まで（提案による。）
供用開始	2029 年４月頃 （民間事業者の提案に基づき、供用開始時期を早くする場合がある。）
本施設の供用期間	本施設の供用開始時点から 20 年を経過する月の末日まで

※供用開始までの範囲で、施設整備期間と開業準備期間を重複させることは可とする。

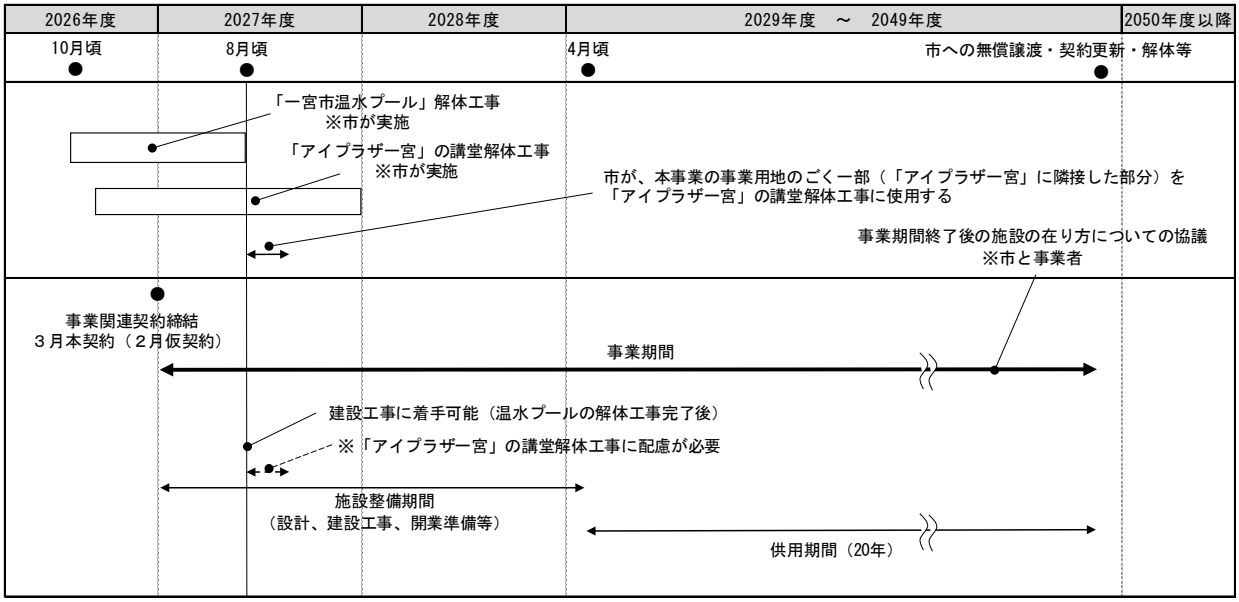

【事業スケジュールのイメージ】

６　事業用地

本事業の事業用地（概要）は、下記のとおりである。詳細は、要求水準書に定める。

項目	内容
ア　所在地（地番）	愛知県一宮市若竹３丁目１番５号
イ　敷地面積	6,735.61 ㎡
ウ　用途地域	商業地域
エ　建蔽率	80％
オ　容積率	400％
カ　防火指定	指定なし（※建築基準法第 22 条指定）
キ　道路斜線	1.5
ク　隣地斜線	31m+2.5
ケ　日影規制	なし

7　事業スキーム

（１）事業スキームの概要

・公共施設の非保有手法により、市は事業者に対して事業用地（土地）を無償で貸し付け（使用貸借）、事業者が当該施設の整備、運営及び維持管理等を行う。

・事業者は、事業期間中を通じて本施設を保有し、事業期間終了時点（正確には市が事業者に対して施設整備に係る対価の支払を全て完了した時点）で本施設を市に無償譲渡する。

・市と事業者は、事業期間の途中（供用開始後 15 年を経過した頃）に、事業期間終了後における本施設の供用継続の可否及び解体・再契約・貸付・譲渡等を含む将来の取り扱い方針に関して協議する。なお、事業期間終了後に本施設を解体する場合には、市が費用を負担して解体を行う。

・市は、事業者に対して、施設整備に係る対価を施設の竣工・引き渡し後から 20 年間にわたり支払う。

・市は、事業者を指定管理者に指定し、地方自治法第 244 条の２の規定に基づいて、指定管理者に対して、公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。

・市は、本施設で学校水泳授業を実施にあたり、事業者に対して、受入対象の児童の人数に応じた対価を支払う。

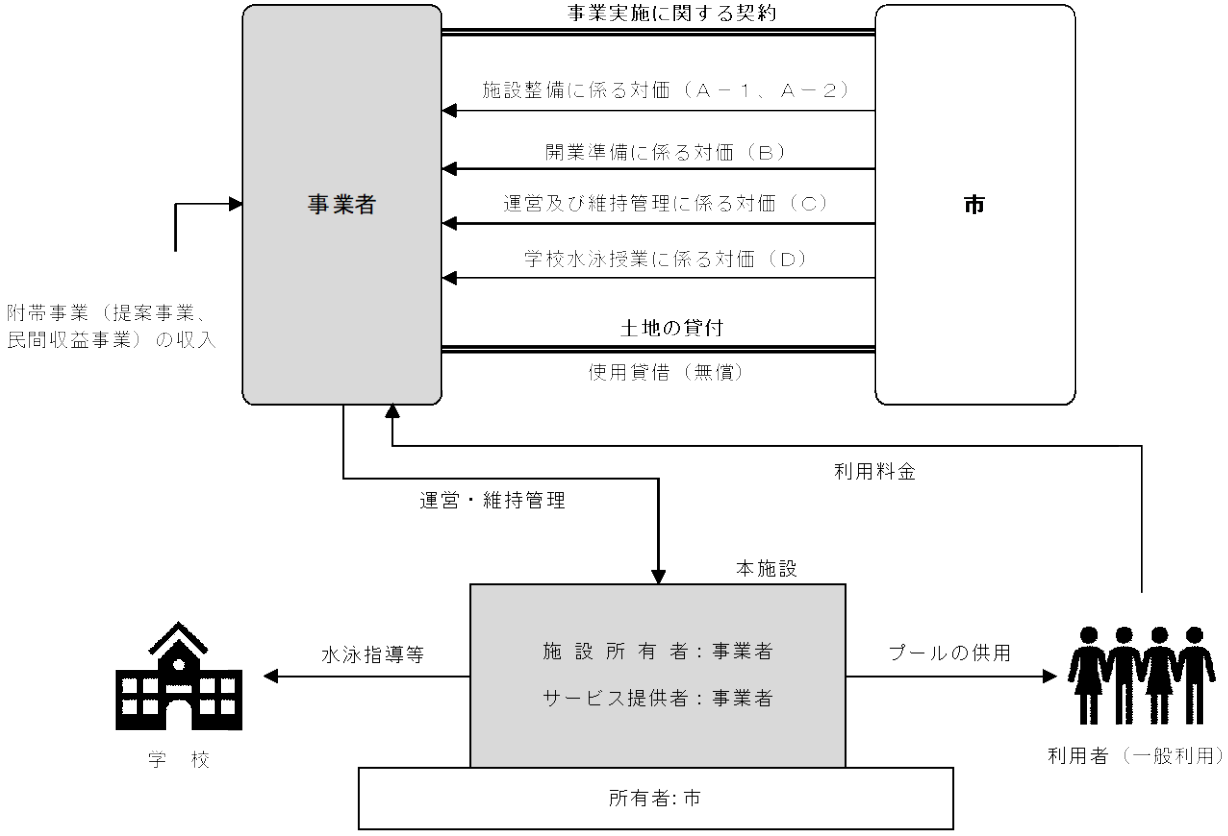

【事業スキーム図】

（２）市から事業者への対価の構成及び支払方法

①施設整備に係る対価（サービス対価Ａ－１、サービス対価Ａ－２）

市は、施設整備に係る対価として、サービス対価A－１及びサービス対価A－２を支払う。

対価の対象となる業務は、設計業務、建設業務、工事監理業務であり、什器・備品等の調達及び設置も含まれる。

支払方法は、サービス対価Ａ－１は、本施設の竣工・引き渡し時から20年間にわたり均等（金利や諸経費等を含めた金額）に分割して支払う（四半期毎、四半期分を事業者の請求に基づく後払い）。サービス対価Ａ－２は、本施設の供用開始時に一括して支払う（事業者の請求に基づく後払い）。

ともに、市は、事業関連契約に基づいて、事業者から請求書を受領して30日以内に支払う。

項目	内容
サービス対価 A－１	・本施設の竣工・引き渡し時から20年間にわたり分割して支払う。 ・下記で算定される金額に金利や諸経費等を加算した金額を平準化して支払う。 事業者が提案する施設整備費に係る費用※からサービス対価A－２を控除した額 ・具体的な支払スケジュールは、事業者の提案内容に基づいて市と事業者との間で協議して決定する。 ・金利変動に係る改定方法は、「【募集要項　別紙４】物価変動等に係る対価の改定方法の考え方」に記載のとおりとする。
サービス対価 A－２	・事業者が提案する施設整備費に係る費用のうち、備品や什器等を対象とし、下記の額とする（上限）。 88,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用

②開業準備に係る対価（サービス対価Ｂ）

市は、開業準備業務を対象にサービス対価Ｂを支払う。市は、開業準備業務完了後に事業者から提出された請求書を受領して30日以内に一括で支払う。

③運営及び維持管理に係る対価（サービス対価Ｃ）

市は、供用開始後の施設の管理運営（施設の運営業務、施設の総合管理業務、施設の維持管理業務のほか、本事業の統括管理を含む。）を対象に、サービス対価Ｃを支払う。

事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設の利用者から徴収する利用料金等の収入によって賄うことができない費用相当額。光熱水費を含む。）を、事業期間終了までの間、定期的に支払う。支払いは、四半期毎に均等払い（事業期間全体で計80回）とする。

支払対象期間の業務完了後に事業者から提出された請求書を受領して30日以内に支払う。

④学校水泳授業に係る対価（サービス対価Ｄ）

市は、学校水泳授業の受入業務を対象に、サービス対価Ｄを支払う（学校水泳授業に関しては、市は事業者に対して、一般利用の利用料金の支払いはせずに、サービス対価Ｄのみを支払う。）。

受入対象の児童の人数に応じて支払う（年度当初の人数で計算する。）。支払いは、四半期毎に支払う（後払い）。

支払対象期間の業務完了後に事業者から提出された請求書を受領して 30 日以内に支払う。

本プロポーザルでは、下記の金額を想定すること。

65,857,000 円（１年（12 ヵ月）あたり。消費税及び地方消費税を含む。）

【本施設での学校水泳授業の想定】

項目	内容
学校水泳授業の受入の対象となる学校（以下「対象校」という。）	13 校（本施設の供用開始時点の想定。他の小中学校についても、市から受入を依頼する場合がある。）
授業の実施単位	対象校ごとの４クラス以内の単位（上限 140 人程度）
児童一人あたりの年間授業数	年５コマ
年間最大コマ数※1	計 306 コマ 「午前：１コマ」×170 日、「午後：１コマ」×136 日
単価（１人あたり・５回分・税込）	11,000 円（バスでの送迎に係る対価を含む。）
対象校の児童数（2025 年度の数値）※2 を参考にした額	65,857,000 円

※１：学校出発から帰着までの２時限分を１コマとする、授業を実施可能な枠を示す

※２：市が推計をした対象校の児童数。

⑤物価変動に係る改定方法

物価変動に係る改定方法は、「【募集要項　別紙４】物価変動等に係る対価の改定方法の考え方」に記載のとおりとする。

（３）事業者の収入及び負担する費用

事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができる。また、本施設において、附帯事業（提案事業及び民間収益事業に係る事業収入）を事業者の収入とすることができる。

①事業者の収入

事業者の収入は、市が支払うサービス対価（Ａ－１、Ａ－２、Ｂ、Ｃ、Ｄ）及び本施設に係る収入により構成される。

【本施設に係る収入の構成】

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="3">利用料金収入</td><td>・収入は、事業者が収受することができる。</td><td>・本施設に係る条例に定める額を上限とする（額は、事業者の提案に基づき、市と事業者との間で協議して決定する。）
・一般利用のみを想定する（専用使用（プールのレーン貸）は想定していない。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">附帯事業に係る収入</td><td rowspan="2">提案事業</td><td>スポーツ振興に係る事業</td><td rowspan="3">・収入（売上）は、事業者が収受することができる。</td><td rowspan="3">・スポーツ振興に係る事業、物販事業、民間収益事業の説明は、表【附帯事業の概要】のとおり。</td></tr>
<tr><td>物販事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">民間収益事業</td></tr>
</table>

【附帯事業の概要】

項目		説明
提案事業	スポーツ振興に係る事業	・事業者の提案に基づき実施する事業で、市民が広く利用でき、かつ、市のスポーツ振興に寄与するものとして市が認めたものを指す（例：スイミングスクール、体操教室）。実施の可否は、事業者の提案内容をもとにサービス内容も考慮して、市と事業者との間で協議して決定する。 ※事業者の提案により、プール以外の機能（スポーツ振興に係る事業に関する機能）を施設に追加することができる。ただし、建物全体の延床面積が要求水準書に定められた範囲内となる場合に限る。）。実施の可否は、事業者の提案内容をもとに市が決定する。
	物販事業	・本施設の利用者を対象に物販サービスを行うもの。事業者は、利用者の利便性向上の観点で、利用者ニーズにあわせて飲料やスイミング関連用品等を販売しなければならない（自動販売機の設置を含む。）。ただし、床面積が５㎡超のものは民間収益事業となる。
民間収益事業		・事業者の提案に基づき実施する事業で、提案事業に該当しないものを指す（例：物販機能、飲食機能）。実施の可否は、事業者の提案内容をもとに、サービス内容も考慮して、市と事業者との間で協議して決定する。 ※施設の収益向上に寄与するものに限る。 ※事業者の提案により、プール以外の機能（民間収益事業に関する機能）を施設に追加することができる（別棟も可）。実施の可否は、事業者の提案内容をもとに市が決定する。 ※別棟とする場合は、市は事業者に対して事業用地（土地）を無償で貸し付ける（事業者は事業期間終了後に解体撤去する必要がある。）

②事業者が負担する費用

施設整備期間においては、事業者は、施設整備費及び開業準備に係る費用を負担する。

供用開始後においては、事業者は、管理運営に係る費用を負担し、当該費用には光熱水費（電気・ガス・上下水道の使用料）も含まれる。また、事業者は、施設保有に伴う固定資産税や火災保険料等を負担する。

③附帯事業の費用負担方法

附帯事業については、下記の条件に基づき、事業者が独立採算で実施するものとする。

【附帯事業の費用負担方法】

項目		施設整備	運営	維持管理	光熱水費	備考
提案事業	スポーツ振興に係る事業	●	○	●※	●※	提案必須
	物販事業	●	○	●	○	提案必須
民間収益事業		○	○	○	○	提案任意

●：市から事業者に支払われる対価を充当できるもの。※プールエリア、共用エリアを使用するもので、事業を実施するためだけの費用が高額でないものに限る。

○：事業者が負担するもの（市から支払われる対価を充当できないもの）。合築する場合における施設整備費については、建物全体の費用を合理的な方法で按分した費用について、事業者が事業期間を通じて家賃として市に支払う方法も可とする。光熱水費の負担額については、個別メーターを設置するほか、合理的な方法で、附帯事業以外の分と按分して算定する方法も採用できる。

（４）事業者から市への収益還元

事業者は、本事業の収入（年度単位）が提案時の想定を上回った場合や、事業者が提案した収益還元の条件を満たした場合等には、利益の一部相当を市に還元する。

還元方法や還元率等は、事業者の提案内容に基づいて、市と事業者との間で協議して決定する。

８　提案価格の上限額

応募にあたっては、下記の上限の範囲内で提案価格を算出することとする。

２，８００，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※事業期間中に、市が事業者に支払う下記の対価の合計額とする（学校水泳授業に係る対価（サービス対価Ｄ）は除く。）。

・施設整備に係る対価（サービス対価Ａ―１、サービス対価Ａ－２）
・開業準備に係る対価（サービス対価Ｂ）
・運営及び維持管理に係る対価（サービス対価Ｃ）

９　遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、地方自治法のほか、関係する法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。以下「関係法令等」という。）の最新版を遵守する。

１０　事業者の募集及び選定に関する事項

（１）事業者の募集及び選定方式

事業者の募集及び選定にあたっては、民間事業者が保有する屋内プールの整備やサービス提供に係るノウハウのほか、資金調達力、幅広いアイデア、実績、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用し、選定基準書に基づいて、提案内容と市が事業者に支払う対価の金額を評価して、優先交渉権者を選定する。

（２）事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを予定している。なお、事情により変更する場合がある。

日　　程		項　　目
2025年度	３月 17 日（火）	実施方針の公表
	３月 17 日（火）～3 月 26 日（木）	実施方針に関する質問・意見の受付期間
2026年度	４月９日（木）	実施方針に関する質問・意見に対する回答公表
	４月 16 日（木）	特定事業の選定及び公表
	５月 27 日（水）	募集要項等の公表
	５月 27 日（水）～６月 12 日（金）	募集要項等に関する質問の受付期間
	６月 22 日（月）まで	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	６月 29 日（月）～７月８日（水）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付期間
	７月 15 日（水）まで順次	参加資格審査結果の通知
	６月下旬～７月下旬	競争的対話（※参加資格審査結果の通知後）
	10 月５日（月）～10 月 13 日（火）	提案書類の受付期間
	11 月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
	１月	優先交渉権者との基本協定書の締結
	２月	事業関連契約の仮契約
	３月	事業関連契約の議決及び締結

（３）募集の性格

本プロポーザルは、与えられた条件下における応募者の考え方やノウハウ、施設整備、運営・維持管理、附帯事業に関する具体的な計画等に対する提案内容を審査し、最も適した事業者を選定するものである。また、必ずしも提案どおり実施するのではなく、選定された事業者の提案内容を基に、市と事業者との間で協議しながら、具体的な実施内容を決定する。

また、審査及び事業者の選定は、応募者から提出された提案内容が、市の提示した条件等を満たしているかを確認し、優先交渉権者を選定するためのものであり、その提案の細部まで法令等に基づく承認を行うものではない。

１１　応募者の参加資格

（１）応募者の構成

応募者の構成等は、以下のとおりとする。なお、本事業では、本事業を遂行するためのＳＰＣ（特別目的会社）の設立は任意とする。

ア　応募者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下 「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）及び運営業務等の施設の管理運営を実施する者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下、これらを総称し、また個別に「構成員」という。）のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとする（施設の維持管理は、運営企業からの再委託による実施も可とする。）。なお、市と事業者で締結する事業の方式や契約スキームにかかわらず、設計業務、建設業務、工事監理業務及び管理運営に係る業務を、主となって実施する者は構成員と位置づけ、「②構成員共通の参加資格要件」及び「③構成員の参加資格要件」を満たす必要がある（例：提案する事業方式（リース方式など）によっては、特定の企業が施主（発注者）となって、設計業務や建設業務、工事監理業務等を発注することも想定されるが、この場合においては、特定の企業からの発注に基づいて元請の立場で主として該当業務を実施するものも構成員と位置付ける。）。

イ　１者が複数の業務を兼ねて実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできない。なお、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のａ又はｂに該当する者をいう。

　a　当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

　b　当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

ウ　応募にあたっては、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が手続を行うこと。

エ　代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、全て代表企業を通じて行う。事業期間中は、基本的に、代表企業を変更することは不可とする。

オ　応募者の構成員の追加・変更については、事前に市と協議を行うこと。参加表明書及び参加資格審査申請書の提出以降の代表企業以外の構成員の追加・変更については、当該変更後においても応募者の参加要件及び提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

カ　１応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面又は人事面で関連のある企業は、他の応募者の構成員になることはできない。

キ　構成員は、業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に市に通知するものとする。

（２）構成員共通の参加資格要件

構成員は、本事業を円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、次の要件全てに該当する者とする。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

イ　株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

ウ　商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと。

エ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第１項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立ての事実がないこと。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしている者（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。

カ　募集要項等の公表時から提案書類提出日までの間に、一宮市又は愛知県内で指名停止、営業停止等の措置を受けていない者（ただし、一宮市において指名停止を受けた場合、一宮市の措置期間が終了した時点から申請可）

キ　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該３保険を「社会保険等」という。）

ク　法令、規則等に違反していない者

ケ　一宮市が行う調達契約からの暴力団等の排除に関する事務取扱要領の別表に掲げるいずれかに該当しない者

コ　法人税、消費税及び地方消費税、県税（愛知県）、市税（一宮市）を滞納していない者

サ　市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している株式会社百五総合研究所（三重県津市岩田 21 番 27 号）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

シ　選定委員会の委員又は委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

（３）応募者の参加資格要件

１）設計企業の要件

設計企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、複数の企業が設計業務を共同又は分担して実施する場合は、いずれの企業もア、イ、エの全ての要件を満たしていること。ウの要件については１社以上の企業が満たしていること。

ア　一宮市入札参加資格審査により「建築設計」の区分において、令和８・９年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第１項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ　2015 年度以降に、元請として業務を完了した官公庁の屋内プール（延床面積 1,000 ㎡以上）について実施設計業務の受注実績を有すること。

エ　建築士法第 26 条第２項の規定による監督処分を受けていない者であること（処分を受けた地域を問わない。）。

２）建設企業の要件

建設企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、複数の企業が建設業務を共同して実施（共同企業体で実施）することも可とし、その場合は、いずれの企業もア、イ、ウの全ての要件を満たしていること。エ、オ、カ、キの要件については、１社以上の企業が全てに該当すること。共同企業体（ＪＶ）で実施する場合、ＪＶの代表構成員は出資割合がＪＶ構成員中最大である者であって、単独の企業であること。

ア　一宮市入札参加資格審査により「建築一式」の区分において、令和８・９年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づき建築一式工事について特定建設業の許可を受けているもの。

ウ　経営規模等評価結果通知書の審査基準日が 2024 年 11 月末日以降の者（経営事項審査申請中又は申請予定者含む。）

エ　経営規模等評価結果通知書（直近のもの）における建築一式工事の総合評価値（Ｐ）が 900 点以上の者

オ　2015 年度以降に竣工した屋内プール（延床面積 1,000 ㎡以上）の建築一式工事において元請（共同企業体の場合はＪＶ構成員でも可）の施工実績を有する者（共同企業体による施工実績の場合は、当該共同企業体のＪＶ構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。ただし、この場合の施工実績は出資比率で按分するものとする。）

カ　建設業法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による監理技術者（一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者）で、かつ建築一式工事において、元請で単独又は共同企業体のＪＶ構成員として、建設業法第 27 条の 18 第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする。）

キ　現場代理人を常駐配置できる者

３）工事監理企業の要件

工事監理企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、複数の企業が工事監理業務を共同又は分担して実施する場合は、いずれの企業もア、イ、エの全ての要件を満たしていること。ウの要件については１社以上の企業が満たしていること。

ア　一宮市入札参加資格審査により「建築設計」の区分において、令和８・９年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ　建築士法第 23 条第１項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ　2015 年度以降に、元請として業務を完了した官公庁の屋内プール（延床面積 1,000 ㎡以上）について実施設計業務の受注実績を有すること。

エ　建築士法第 26 条第２項の規定による監督処分を受けていない者であること（処分を受けた地

域を問わない。）。

４）運営企業の要件

運営企業は次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、複数の企業が運営業務を共同又は分担して実施する場合は、いずれの企業もア、イの全ての要件を満たしていること。ウの要件については１社以上の企業が満たしていること。

ア　一宮市入札参加資格審査により「役務の提供等」の「建物等各種施設管理」の区分において、令和８・９年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ　直近３年分の決算において、以下の全ての要件を満たしていること。

項目	要件
経常利益	直近３年連続でマイナスとなっていない
純資産の部	直近３年連続でマイナスとなっていない

ウ　2022 年４月１日から 2026 年３月 31 日までの間に、以下の２つの受託実績を有していること。

a　１年以上の民間屋内プール（スイミングスクールやフィットネスクラブにおけるスイミングプールなど）の運営実績を有すること（同等の施設を含み、運営受託や、指定管理者制度における提案事業としての水泳教室の実績等を有する事業者を含む。）。

b　小学校を対象とする水泳指導業務と類似する業務を受託し、１年以上履行した実績を有すること。

５）その他企業の要件

１）～４）の構成員の他に市と直接契約を締結する構成員がある場合には、次の要件を満たしていること。

ア　一宮市入札参加資格審査により、令和８・９年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。区分は、市と直接契約を締結する内容に合致したものとする（例：「役務の提供等」の「リース・レンタル」など）。

イ　直近３年分の決算において、以下の全ての要件を満たしていること。

項目	要件
経常利益	直近３年連続でマイナスとなっていない
純資産の部	直近３年連続でマイナスとなっていない

（４）参加資格の確認

応募者の参加資格の確認の基準日は、「参加表明書及び参加資格審査申請書類」の提出日とする。なお、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が上記の参加資格要件を欠くような事態が生じたときには、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件とし、参加資格要件を欠く構成員を変更することができる。

なお、代表企業の変更は認めない。

「参加表明書及び参加資格審査申請書類」の提出時点において、一宮市入札参加資格審査により指定業者に登録されていない構成員で、かつ、一宮市入札参加資格審査の申請手続きが完了してい

る構成員が含まれる場合には、当該構成員の一宮市入札参加資格審査に係る新規申請書一式の写しを提出することで、「参加表明書及び参加資格審査申請書類」を提出することができる。ただし、この場合には、当該構成員が、新規申請（新規申請書の提出）をしたにもかかわらず、提案書類提出期限時点で一宮市入札参加資格者名簿に登録されていない場合には、市は、当該構成員が含む応募者の参加資格を取り消す。

１２　事業者の募集に関する手続き

（１）募集要項等の公表

募集要項等は、市のウェブサイトにおいて公表する。

（２）資料の提供

資料（以下の資料１～資料６）の提供可能な期間等は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>提供可能期間</td><td>募集要項の公表日～提案書類の提出期限（受付最終日）の前日（平日に限る。）
※電子メールによる資料提供のため、資料受領までに期間を要することに注意すること。</td></tr>
<tr><td>提供資料</td><td>【提供資料一覧】　※以下の資料一式を電子メールにて提供する
<table>
<tr><th>資料番号</th><th>資料名</th></tr>
<tr><td>資料１</td><td>事業用地に関する資料（図面、地質調査結果）</td></tr>
<tr><td>資料２</td><td>事業用地の既存構築物</td></tr>
<tr><td>資料３</td><td>インフラ関係資料（上水配管図、下水配管図）</td></tr>
<tr><td>資料４</td><td>学校水泳授業の計画</td></tr>
<tr><td>資料５</td><td>・「温水プール」の管理運営の実績に係る資料（平成 29 年度～令和元年度）
・「温水プール」の利用者数（令和４年度～６年度）
・令和２年度における「温水プール」の指定管理者の公募資料（一宮市スポーツ施設指定管理者業務仕様書）</td></tr>
<tr><td>資料６</td><td>市の人口データ（2025 年６月１日時点）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>受付方法</td><td>・様式１－２「一宮市屋内プール整備・運営事業　資料貸与申込書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。
・電子メールの件名は、「一宮市屋内プール整備・運営事業 資料提供」として送信すること。また、電話にて、市が該当のメールを受信できているか確認すること。</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>一宮市役所本庁舎９階　活力創造部スポーツ課　施設グループ
〒491-8501 愛知県一宮市本町２丁目５番６号
電 話：0586-85-7079　（直通）
E-mail：sport@city.ichinomiya.lg.jp</td></tr>
</table>

現地見学（温水プール施設及び同敷地）を希望する場合は、見学希望日の１週間前を目処に、上記提出先へメール及び電話により申し出をすること。なお、現地見学の詳細については別途相談とする。

※見学可能期間は、上記の「提供可能期間」と同じとする。

（３）募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

受付期間	2026 年５月 27 日（水）～６月 12 日（金）午後５時まで
受付方法	・様式１－１「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は、「一宮市屋内プール整備・運営事業 質問」として送信すること。また、電話にて、市が該当のメールを受信できているか確認すること。
提出先	一宮市役所本庁舎９階　活力創造部スポーツ課　施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町２丁目５番６号 電 話：0586-85-7079　(直通) E-mail：sport@city.ichinomiya.lg.jp

（４）募集要項等に関する質問に対する回答公表

募集要項等に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わると市が判断したものや、提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもの、事業者名や個人情報を含んだものを除き、2026年６月22日（月）までに、市のウェブサイトで公表（順次公表）することを予定している。

なお、提出された質問に対して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

（５）参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

応募者から参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

受付期間	2026 年６月 29 日（月）～７月８日（水）午後５時まで
提出場所	一宮市役所本庁舎９階　活力創造部スポーツ課　施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町２丁目５番６号 電 話：0586-85-7079　(直通)
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式集に従って作成すること。
提出方法	・持参又は郵送により提出すること。 ・持参する場合は、提出日の前日までに活力創造部スポーツ課　施設グループに連絡し、土日・祝日を除く、午前９時～午後５時に提出すること。 ・郵送する場合は、書留郵便とし、受付期限までに必着すること。また、電話にて、市が該当の郵送物を受領できているか確認すること。

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。

参加資格審査において市が必要と判断した場合は、応募者に追加書類の提出を要求することがある。

受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することができない。

（６）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、応募者の代表企業に対して、2026 年７月 15 日（水）までに通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号は、提案書類に記入すること。

なお、参加資格が無いと通知された応募者は、通知を受けた日から起算して５日以内に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は、2026 年８月 14 日（金）までに説明を求めた応募者の代表企業に対して書面により回答を行う。

（７）競争的対話の実施

応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、また、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、参加資格審査を通過した応募者を対象に、下記のように、競争的対話を実施する。

詳細は、参加資格審査を通過した応募者に通知する。

実施日時	2026 年６月下旬～７月下旬（参加資格審査結果の通知後） ※各応募者１時間程度を予定
実施場所	一宮市役所本庁舎９階　活力創造部スポーツ課　施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町２丁目５番６号 電 話：0586-85-7079　（直通）
注意事項	・応募者から提出を受ける提案内容の概要案を基に、市と応募者で対話を実施する。 ・対話内容のうち募集要項等に関する事項については、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わると市が判断したものや、提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもの、事業者名や個人情報を含んだものを除いて、市のウェブサイトで公表する場合がある。

（８）応募の辞退

参加資格審査を通過した応募者が、やむを得ない事情により応募を辞退する場合は、速やかに様式３「辞退届」を持参又は郵送により、活力創造部スポーツ課　施設グループに提出すること。

（９）提案書類の受付

参加資格審査を通過した応募者から提案書類を次のとおり受け付ける。受付日時に提案書類を提出しない場合は、本プロポーザルに参加することができない。

受付日時	2026 年 10 月５日（月）～10 月 13 日（火）午後５時まで ※土・日・祝日は除き、午前９時～午後５時の間に限る。
提出場所	一宮市役所本庁舎９階　活力創造部スポーツ課　施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町２丁目５番６号 電 話：0586-85-7079　（直通）
提出書類	・提出書類は、様式集に従って作成すること。
提出方法	・応募者の代表企業が持参により提出すること。 ・参加資格審査結果通知書を持参すること。

市は、応募者から提出された書類について、募集要項等の指定どおりに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

（１０）グループ応募構成事業者の変更

やむを得ない事情により、グループ内の構成員を変更（追加、削除含む。）する場合は、様式２－３「構成員一覧表」等を再作成の上、提案書類の受付期限までに提出すること。変更後の内容で、参加資格要件を満たす場合に限り、提案書類の受付を認める。

１３　応募における留意事項

（１）禁止事項等

・応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

・応募者は、応募にあたり、競争を制限する目的で他の応募者と提案価格、応募意思及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案価格及び提案内容等を定めなければならない。

・応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

・応募者の談合その他の理由により、プロポーザルを公正に執行することができないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルを延期し、若しくは取り止めることがある。後日、不正な行為が判明した場合は、契約を締結しない、又は契約の解除等の措置をとることがある。

（２）募集要項等の承諾

・応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等のほか、質問・意見に対する回答及び市が公表・配付した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

（３）複数提案の禁止

・応募者は、１つの提案しか行うことができない。

（４）提案書類の変更等の禁止

・提出された提案書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。

・提案審査において市が必要と判断した場合は、応募者に追加書類の提出や、提案内容に対する質問への回答を要求することがある。

（５）応募・提案書類作成等に係る費用負担

・提案書類の作成などの応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

（６）使用言語、単位及び時刻

・応募・提案書類作成に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（７）著作権

・応募者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した応募者に帰属する。ただし、市は、本事業に関して必要な範囲において、優先交渉権者として選定された応募者の提案書類の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。また、市は、審査結果の公表に必要な範囲において、応募者の提案書類の一部を無償で使用することができるものとする。

・応募者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

（８）特許権等

・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護され

ている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

（９）市が公表・配付する資料の取扱い

・本事業において、市のウェブサイトで公表する資料及び応募者に配付する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

（１０）プロポーザルの中止等

・天災その他やむを得ない理由が生じた場合は、プロポーザルを延期し、又は中止することがある。なお、応募者が１者の場合もプロポーザルを行う。ただし、応募への妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等によりプロポーザルを公正に実施することができないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの延期、再募集、又はプロポーザルの取止め等の対処を図ることがある。

（１１）応募の無効

・次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後、当該優先交渉権者が無効の応募を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消す（次点交渉権者を事業関連契約締結に向けた協議相手とする場合を含む。）ものとする。

①本事業への参加資格が無い者による応募
②参加資格の確認基準日から提案書類提出期限までに参加資格要件を欠いた者を構成員としている者による応募
③参加資格審査を通過した応募者の代表企業以外の者による提案書の提出
④必要な記名押印がない、又は押印された印影が明らかでない様式での提案価格等の提示
⑤金額を訂正した様式による提案価格等の提示
⑥金額以外の記載事項（企業名等）を訂正、削除、挿入等を行った場合において、訂正印がない様式による提案価格等の提示
⑦必要事項の記載がない、又は記載事項が判読できない様式による提案価格等の提示
⑧２種以上の提案書類を提出した者による応募
⑨提案書類に虚偽の記載をした者による応募
⑩各書類の提出期限までに必要な書類を提出しなかった者
⑪選定委員へ不正な行為を行ったと認められる者
⑫不正行為があった者による応募
⑬その他プロポーザルに関する条件に違反した応募又は市の指示に従わない者による応募

（１２）その他

・募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者の代表企業に通知する。
・応募者は、募集要項等に定めるもののほか、一宮市契約規則その他関係法令を遵守すること。

１４　優先交渉権者の決定方法

（１）事業者の選定方法

事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の２段階で実施する。

審査の手順など詳細については、選定基準書に示す。

（２）選定委員会の構成

提案審査における最優秀提案者及び次点の選定は、選定委員会において行う。

選定委員会は、下表記載の５名の委員により構成し、審査は非公開とする。

（敬称略）

役 職	氏 名	所 属
会長	後藤　隆	一宮市　活力創造部長
副会長	森　敬一	一宮市　教育部長
委員	藤木　秀明	日本大学　理工学部　助教
委員	鈴木　含美	弁護士
委員	櫻井　真由美	公認会計士

応募者が、選定委員会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

（３）ヒアリングの実施

提案書類の審査にあたり、応募者によるプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングは、2026 年 10 月 29 日（木）の開催を予定しており、詳細については、提案書類の受付後に応募者の代表企業に通知する。

（４）優先交渉権者の決定及び公表

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

審査結果は各応募者に通知するとともに、決定結果及び客観的な評価は、市のウェブサイトに公表する。

（５）優先交渉権者にならなかった応募者に対する理由の説明

優先交渉権者とならなかった応募者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。上記の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、審査結果の公表を行った日から起算して５日以内に市に提出することとする。提出方法は、郵送（一般書留又は簡易書留によること）又は持参によるものとし、ＦＡＸ、E-mail によるものは受け付けない。説明を求めた応募者に対する回答は書面により行う。

（６）優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、応募者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案によっても本事業の目的を達成することができないこと等の理由により、提案のあっ

た事業方式で本事業を実施することが適当でないと判断された場合は、応募者を決定せず、この旨を速やかに市のウェブサイトにおいて公表する。

１５　事業契約に関する事項

（１）基本協定書の締結

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者は、速やかに基本協定書を締結した上で、事業関連契約締結に向けて協議を行う。基本協定書の内容は、基本協定書（案）に示す。

優先交渉権者が辞退した場合、又はその他の理由で事業関連契約の締結に係る協議が成立しない場合は、市は次点交渉権者と基本協定書を締結した上で、事業関連契約の締結に向けた協議を行うことができる。なお、それまでの協議にかかる優先交渉権者の費用は、自らが負担する。

（２）事業者との事業関連契約の仮契約の締結

市は、優先交渉権者と 2027 年２月に仮契約を締結することを予定している。仮契約は、優先交渉権者と協議完了後に締結する予定である。

なお、優先交渉権者との仮契約交渉が調わず、締結に至らない場合、市は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点交渉権者と契約交渉及び手続を行う。

（３）事業関連契約の締結

事業関連契約に関しては、仮契約は、市議会で議決されたときに本契約となる。

なお、市議会において本事業に係る予算（債務負担行為の設定を含む）が議決されない、又は減額されて議決された場合には、本事業の契約の締結の中止又は契約内容の変更をすることがある。

（４）事業関連契約の内容

市と事業者は、事業開始にあたって、事業関連契約を締結する。契約書の内容は、募集要項等の記載内容に基づいて、市と優先交渉権者との間で協議して決定する。

市が想定している事業関連契約は下記のとおり。

ア　基本合意書　　※市と事業者グループ全体で締結する本事業全体に係る契約書類
イ　施設整備及び施設整備費に係る対価の支払いに係る契約書　　※定期建物賃貸借契約等
ウ　事業用地の使用貸借に係る契約書
エ　指定管理者制度に係る協定書（基本協定書・年度協定書）
オ　その他の必要な契約書

（５）契約を締結しない場合

優先交渉権者の決定日の翌日から事業関連契約の本契約の成立までの間に、優先交渉権者の構成員において参加資格の全部又は一部を欠くに至った場合及び募集要項等に定める事項に反する事態が生じた場合は、市は優先交渉権者と事業関連契約の仮契約及び本契約を締結しないものとする。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を行わない。

ただし、代表企業以外の構成員が参加資格の全部又は一部を欠くに至った場合で、優先交渉権者が参加資格を欠いた構成員に代えて、参加資格を有する者を構成員として補充し、市が参加資格等の確認及び事業能力を勘案した上で、事業関連契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき

は、市は事業関連契約の仮契約を締結し、又は本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成員の参加資格を確認する基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

（６）契約の締結に至らなかった場合の措置

事業関連契約の締結に至らなかった場合には、市及び事業者が本プロポーザル参加及び準備に関して要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

ただし、いずれかの事業関連契約を締結した後に、事業者の責めに帰すべき事由により他の事業関連契約を締結することができない場合には、市は事業者に対して違約金や損害賠償を請求することができる。

（７）費用の負担

事業関連契約の締結に係る事業者側の弁護士報酬、印紙代その他一切の費用は、事業者の負担とする。

（８）契約保証金

市は、事業者に対して、市が負うリスクを考慮して、一宮市契約規則（昭和 50 年規則第 16 号）の定めに基づき、必要な保証を求める場合がある。

（９）事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

１６　事業実施に関する事項

（１）誠実な業務遂行義務

事業者は、事業関連契約に定めるところにより、本事業を誠実に遂行する。

（２）市と事業者との責任分担

本事業のリスクのうち、事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、市がその全て又は一部を負担する。責任分担の基本的な考え方は、「【募集要項　別紙１】本事業に係るリスク分担表」に示すほか、募集要項等や事業関連契約に基づいて、市と事業者の間で協議して決定する。

また、事業関連契約の内容、要求水準書の内容、「【募集要項　別紙１】本事業に係るリスク分担表」の内容との間で齟齬が生じる場合には、事業関連契約、要求水準書の内容の順で優先する。

（３）業務遂行状況のモニタリング

市は、事業者が要求水準書や、その他の募集要項等及び提案書類に基づいて適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行うとともに、本事業の収支実績や、構成員の財務内容の確認を行う。

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、是正又は改善勧告や対価の減額等の必要な措置を行うことができるものとする。

また、市は、事業者が改善勧告によっても改善が見込まれないと判断した場合、再度改善勧告を行う。これによっても事業者による改善が見込まれない場合、又は達成が不可能と市が判断した場合、市は、事業関連契約を解除することがある。

事業者の要求水準書の内容及び提案内容等の未達が原因で本施設の供用開始が遅れた場合又は計画どおりにサービスを実施できない場合、そのことに起因する運営の収支に係る一切の損失は事業者が負う。

（４）損害賠償

市は、事業者が事業関連契約や募集要項等に定める義務を履行しないため、市に損害を与えたときは、事業関連契約等に従い、事業者に対して損賠賠償金を請求することができる。

また、事業者は、本事業に関し、事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、第三者が被った損害を賠償するものとする。

（５）保険の付保

事業者は、事業期間中において必要な保険を付保する。付保すべき保険の内容は、要求水準書に定める。

（６）提案書類又は事業関連契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

提案書類又は事業関連契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（７）事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業関連契約に定める事由ごとに市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業関連契約等の定めるところにより本事業を終了する。

①事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の帰責事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。

ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合、市は事業関連契約を解除することができる。その場合、市は事業者に対して違約金や損害賠償を請求することができる。

なお、違約金については、事業関連契約に定める。

②市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業関連契約を解除することができる。

③いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

市又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が調わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、市及び事業者は事業関連契約を解約することができる。

１７　募集要項等に関する問合せ先（書類提出先）

募集要項等に関する問合せ先及び書類提出先は、次のとおりとする。

本事業に関する情報提供は、市のウェブサイトにおいて行う。

担　当	一宮市役所　活力創造部スポーツ課　施設グループ　中嶋・草田
住　所	〒 491-8501 愛知県一宮市本町２丁目５番６号
電　話	0586-85-7079 （直通）
E-mail	sport@city.ichinomiya.lg.jp

【募集要項　別紙１】本事業に係るリスク分担表

※本表は、市と事業者のリスク分担に関して基本的な考え方を示すものであって、募集要項等に別途記載があるものは、募集要項等の別途記載が優先する。

大項目	小項目	リスクの内容/分類	リスク分担 ●：主分担 ▲：従分担	
			市	事業者
事業計画に関するリスク	募集書類リスク	募集要項等の誤り・内容の変更によるもの	●	
	資金調達リスク	市が調達する資金	●	
		事業者が調達する資金		●
	許認可取得リスク	市が取得する許認可	●	
		事業者が取得する許認可		●
	法令・政策変更リスク	事業に直接影響を及ぼす法令・政策の変更	●	
		事業に直接影響を及ぼさない法令・政策の変更		●
	税制変更リスク	事業に直接影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	●	
		事業に直接影響を及ぼさない税制度の変更（法人税等）		●
	住民対応リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	環境リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	事業中止・延期・遅延リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	第三者賠償リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	金利変動リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの　※1	●	▲※2
		基準金利確定後の金利変動に関するもの　※1	●	▲※2
	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等の事由によるもの　※3	●	▲ 一定範囲
		事業者が契約する保険等の措置によりカバーされる損害の範囲		●
契約締結前におけるリスク	応募費用リスク	応募に係る費用負担		●
	契約議決リスク	市及び事業者のいずれにも帰責できない事由によりもの	●	●
用地リスク	用地の瑕疵リスク	用地の地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染、地質によるもの ※4	●	●
調査・設計・工事監理・建設に関するリスク	測量・調査リスク	市が実施するもの、実施したもの	●	
		事業者が実施するもの		●
	設計リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	建設工事遅延リスク	市の事由によるもの（既存施設の解体工事の遅延等）	●	
		事業者の事由によるもの		●
	施設性能リスク	要求水準未達によるもの		●
	施設整備期間の物価変動リスク	一定超の物価変動によるもの　※1	●	
		一定以下の物価変動によるもの　※1		●
	引き渡し前における施設の損傷リスク	工事目的物、工事材料、又は建設機械器具について生じる施設整備段階における損傷		●

大項目	小項目	リスクの内容/分類	リスク分担 ●：主分担 ▲：従分担	
			市	事業者
運営・維持管理に関するリスク	施設の瑕疵リスク	建設工事の瑕疵		●
	運営・維持管理の要求水準不適合リスク	要求水準未達によるもの		●
	供用期間の物価変動リスク	一定超の物価変動（光熱水費を含む。）　※1	●	
		一定以下の物価変動（光熱水費を含む。）　※1		●
	光熱水費増加リスク	光熱水費の変動（物価変動に係るリスクを除く。）		●
	運営・維持管理費用変動リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	需要変動リスク	需要変動による収入の減少	※特記事項参照	
		需要変動による収入の減少（附帯事業に係る事項）		●
	施設・設備の損傷リスク・修繕リスク	事業者の事由によるもの		●
		第三者に起因するもの（事業者の重過失や善管注意義務により生じたものを除く。）		●
		利用者、学校水泳授業の関係者に起因するもの（通常予見可能な範囲、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超えるもの）	●	
		経年劣化（事業者が適切な維持管理を怠り、本来予防可能であった施設や設備の経年劣化による損傷を除く。）	●	▲
	設備・備品の損傷・紛失・盗難リスク	備品の自然劣化や第三者に起因する損傷・盗難		●
	備品更新リスク	事業者の設置する備品		●
	修繕リスク	想定外の劣化・損傷が発生		●
その他のリスク	事業終了時リスク	施設の解体撤去	●	
	民間収益事業	民間収益事業の実施に関するリスク		●

※1　「【募集要項　別紙４】物価変動等に係る対価の改定方法の考え方」に記載のとおり。

※2　事業者は、固定金利期間中の金利変動リスクを負担する。また、市が負担する金利変動リスクの軽減に努める。

※3　「【募集要項　別紙３】不可抗力・法令変更による増加費用及び損害の負担方法の考え方」に記載のとおり。

※4　募集要項等（閲覧資料を含む。）の情報から、明らかに地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染等の位置や地質の状況について推察することが可能であったにもかかわらず、事業者の過誤によりこれらの位置や状況を判断できなかった場合や、事業者が事前調査を実施した箇所において調査の不備や過誤があり、工事遅延及び工事費増大が生じた場合は、事業者が負担する。

【サービス実施に係る特記事項】

大項目	小項目	リスクの内容／分類	リスク分担 ●：主分担 ▲：従分担		リスク回避・ 低減策の例 （本事業特有の事項）
			市	事業者	
一般利用	事故	事業者の過失により生じた水難事故等		●	監視員配置等の安全管理
	犯罪被害	盗撮や痴漢行為等による被害		●	防犯カメラの設置
	需要変動	利用者数の増減	協議に対応（例：料金等の変更）	●	料金・時間枠の変更
	政策転換	一般利用に係る政策の変更	●	協議に対応	－
	不可抗力	感染症による行動規制等	両者協議		－
学校水泳授業	事故	事業者の重過失や故意の過失のために生じた授業中の水難事故等		●	監視員配置等の安全管理
		バスでの移動中の事故		●	安全管理
		上記以外の事業者の責めによらない事故	両者協議		－
	犯罪被害	盗撮や痴漢行為等による被害	▲	●	動線分離、見回り、防犯カメラの設置
	年度中の計画変更	市･対象校の都合による水泳授業の実施日時等の変更によるもの	●	▲	カリキュラム調整を含む十分な準備期間の確保、予備日の設定
		事業者の都合による水泳授業の実施日時等の変更によるもの		●	
	需要変動	対象校の児童数の減少､学校の統廃合	両者協議		協議により、コマ数や対象校の変更
	政策転換	学校授業（水泳授業）の縮小・中止	●	協議に対応	代替するサービスの検討
	不可抗力	感染症による行動規制等	両者協議		－

※「協議に対応」は、主分担からのリスク低減策やリスクの影響軽減策に係る協議に対応すること。

【募集要項　別紙２】市のモニタリングによる要求水準等未達の措置

１　施設整備期間中の要求水準等未達の措置

市は、モニタリングの結果、要求水準書の内容及び提案内容等が達成されていないと判断した場合、事業者に改善勧告を行う。事業者は、改善勧告を受けた場合、迅速に改善を行う。

市は、事業者が改善勧告によっても改善が見込まれないと判断した場合、再度改善勧告を行う。これによっても事業者による改善が見込まれない場合、又は達成が不可能と市が判断した場合、市は事業関連契約を解除することができる。

事業者の要求水準書の内容及び提案内容等の未達が原因で本施設の供用開始が遅れた場合、そのことに起因する運営業務の収支に係る一切の損失は事業者が負う。

２　管理運営期間中の要求水準等未達の措置

市は、事業者が提供するサービスが要求水準書等の内容及び提案内容を達成しているか確認する。具体的なモニタリング項目及び内容については、契約締結後に事業者が提出する業務計画書を基に市と事業者との間で協議の上、「モニタリング実施計画書」を策定し、内容を確定する。

市と事業者は、下表の考え方（案）によるモニタリング実施計画書に基づき、事業者が提供するサービスに対し、①日常モニタリング、②定期モニタリング、③随時モニタリングの３種類のモニタリング（事業者によるセルフモニタリングを含む。）を実施する。

【モニタリングの種類】

種類	内容
①日常モニタリング	・日常的に確認する。 ・事業者がチェック表に基づき自主的にチェックする。 ・事業者はチェック表を市へ提出し、確認を受ける。
②定期モニタリング	・四半期に１回実施する。 ・市の職員により、事業者の業務遂行状況をチェックする。 ・市のモニタリングについては、日常モニタリングの結果に基づき、市がチェック項目等を設定する。
③随時モニタリング	・必要に応じて実施する。 ・市の職員により、事業者の業務遂行状況をチェックする。 ・市のモニタリングについては、チェック項目等は市独自に設定する。

※詳細（チェック項目等）は、事業者の提案を基に決定する。

市は、モニタリングの結果、要求水準書の内容及び提案内容等が達成されていない場合は、事業者に対して業務改善・復旧に関する勧告を行う。

事業者は、市からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、市に提出する。市は、改善計画書により、未達の改善・復旧が可能であると認めた場合、これを承認するとともに、事業者と協議の上、業務改善勧告に対する改善時期を決定する。

改善・復旧の確認ができない場合、市は再度改善勧告の手続きを行うことできるが、以下の場合においては、担当者の変更、業務実施企業の変更を求めることや、契約の一部又は全部の終了の手続きに移行する。

ア　事業者から改善計画書の提出がない場合

イ　同一の原因に起因する同一事象での改善勧告が既に２回出されており、改善が不可能と判断される場合

ウ　本事業の実施にあたって重大な支障があると認められる場合

【募集要項　別紙３】不可抗力・法令変更による増加費用及び損害の負担方法の考え方

＜不可抗力による場合＞

※不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他市及び事業者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。

【施設の引き渡しまで（施設整備段階）】

１　本事業において不可抗力により事業者に生じた損害の額（本事業の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって事業関連契約に基づき検査、立ち合いその他の本事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額（以下「損害合計額」という。）は、本事業の施設整備に係る対価に含まれている建設工事費相当分の 100 分の 1 までは事業者が負担し、それを超える部分は市が負担するものとする。

２　前項における損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（１）本事業の目的物に関する損害等：損害を受けた目的物に相応する建設工事費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（２）材料に関する損害：損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相応する建設工事費とし、存在価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（３）仮設物又は建設機械器具に関する損害：損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

３　数次にわたる不可抗力により損害が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害等の負担については、第１項中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「事業費の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「事業費の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

【施設の引き渡し後】

１　本施設の引き渡し後に不可効力が生じた場合は、開業準備に係る対価、運営及び維持管理業務に係る対価の１年分（事案が発生した年度分）に相当する額の 100 分の１に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、事業者に生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額によるものとする。

＜法令変更による場合＞

法令変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の１及び２のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

１　本事業に直接関係する法令変更等によるもの

２　消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

（注）引き渡しとは、本施設の建設工事を請け負う建設企業から建設工事の発注者への竣工後の引き渡しのこと。

【募集要項　別紙４】物価変動等に係る対価の改定方法の考え方

１　施設整備に係る対価（サービス対価Ａ－１、サービス対価Ａ－２）

（１）物価変動に係る改定

・物価変動に係る改定は、施設整備費のうち、次の分のみを対象とする。
対象となる費用は、施設整備に係る対価を構成する「建設業務」の費用（公租公課を除く。建設工事費で、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事分。一方、設計業務に係る費用、工事監理費に係る業務、金利、什器・備品等の調達設置に係る費用は除く。））。

・市及び事業者は、施設整備期間において、プロポーザルの公告日と本施設の工事着工日の属する物価指標を比較し、物価変動率（募集要項等の公告日の属する月の指標値÷着工日の属する月の指標値−1）がプラス 1.5%より大きい値又はマイナス 1.5%より小さい値の場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定を請求することができる。また、工事着工後 12 ヵ月を経過した後に、物価変動率（募集要項等の公告日の属する月の指標値÷着工日の属する月の指標値−1）がプラス 1.5%より大きい値又はマイナス 1.5%より小さい値の場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定を請求することができるほか、特別な事由が生じた場合も、市と事業者との間で協議することができる。

・物価指標は下記のとおり。ただし、これら指数が著しく変動した場合や、これら指標の変動が市場価格の動向と大きく乖離している場合には、市及び事業者の間で協議の上で、より望ましい指標等を用いて改定率や改定額を決定する。

【施設整備費の対価の物価改定の際に使用する物価指標と改定率の計算方法】

項目	物価指標
建設工事費のうち 建築工事費相当分	「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：構造物平均Ｓ」*の「建築」
建設工事費のうち 設備工事費相当分	「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：構造物平均Ｓ」*の「設備」

＊主構造に基づいた指標に変更する場合がある。

【建築】改定後の支払額＝改定前の支払額のうち「建築」に該当するもの×改定率

【設備】改定後の支払額＝改定前の支払額のうち「設備」に該当するもの×改定率

※市と事業者での間で協議の上、建築工事は「建築」、各種設備工事は「設備」といった振り分けを行う。

※【物価変動率がプラス 1.5%より大きい値の場合】　改定率＝（１＋物価変動率−0.015）

※【物価変動率がマイナス 1.5%より小さい値の場合】改定率＝（１＋物価変動率＋0.015）

・工事着工後の改定にあたっては、残工事費等を対象に改定を行う。

（２）金利変動に係る改定

①施設整備段階における改定

事業者の金利計算方法や資金調達に係る基準金利にかかわらず、下記の方法により改定を行う。

ただし、市及び事業者にとってより合理的な計算方法がある場合は、市及び事業者間との間で協議の上で計算方法を変更することができる。

【施設整備段階の金利変動に係る改定方法】

項目	内容
基準金利	Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース３年もの（円/円）金利スワップレート
金利確定日	本施設の引き渡し日の２銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）
提案時の基準金利	1.500%
スプレッド（リース料の場合には、基準金利及び消費税等を除いた分）	事業者が提案書に記載した率
改定方法	提案時に基準金利と金利確定日の基準金利に差が生じた場合には、この差に応じて改定する。

②施設引き渡し後の改定

事業者の金利計算方法や資金調達に係る基準金利にかかわらず、下記の方法により改定を行う。

ただし、市及び事業者にとってより合理的な計算方法がある場合は、市及び事業者間で協議の上で計算方法を変更することができる。

【施設引き渡し後の金利変動に係る改定方法】

項目	内容
基準金利	Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース３年もの（円/円）金利スワップレート
改定時期	引き渡し日の３年後（市と事業者の間で協議して決定する日）において、基準金利の見直しを行う。

２　運営及び維持管理に係る対価、学校水泳授業に係る対価

・運営及び維持管理に係る対価（サービス対価Ｃ）、学校水泳授業に係る対価（サービス対価Ｄ）（ともに公租公課を除く。）は、事業関係契約に基づいて決定される金額を基に、下記の物価変動率を勘案して、市と事業者間で協議の上（市場価格の変化等を考慮）で改定額を決定する。

・毎年８月時点における表「改定に用いる指標」の指標を使用して、前回改定年度の前年度（初回の改定時に対しては事業関連契約の締結の前年度）の４月から３月までの指数の平均値と比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合又は初回若しくは前回改定年度から累積で3.0パーセント以上の差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行う（次式を参照）。ただし、表【運営及び維持管理に係る対価（サービス対価Ｃ）の物価変動に係る改定にあたって参考にする指標】及び表【学校水泳授業に係る対価（サービス対価Ｄ）の物価変動に係る改定にあたって参考にする指標】の指標の消費税増税に伴う増加分については対象外とするとともに、これら指数が著しく変

動した場合や、これら指標の変動が市場価格の動向と大きく乖離している場合には、市及び事業者の間で協議の上で、より望ましい指標等を用いて改定率や改定額を決定する。

・そのほか、技術革新等により維持管理及び運営業務に係る費用が著しく縮減する場合には、市及び事業者の協議により改定するものとする。

P(t)＝Ps(t)×I(t－１)/Is

＜凡例＞

P(t)：t 年度（t 年４月から（t＋１）年３月）のサービスの対価

Ps(t)：事業関連契約に示す t 年度のサービスの対価

I(t－１)：(t－１)年の８月の指数

Is：前回改定年度の前年度（初回の改定時に対しては事業関連契約の締結の年度の前年）４月から３月までの指数の平均値

※　改定率（I(t－１)/Is）に小数点以下第３位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【運営及び維持管理に係る対価（サービス対価Ｃ）の物価変動に係る改定にあたって参考にする指標】

項目		指標
施設の運営業務に係る費用相当額 施設の総合管理業務に係る費用相当額 等		企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） 労働者派遣サービス
施設の維持管理に係る費用相当額		企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） 建物サービス
光熱水費	電気料金相当分	名古屋市消費者物価指数（愛知県県民生活部統計課） 電気代
	ガス料金相当分	名古屋市消費者物価指数（愛知県県民生活部統計課） ガス代
	水道料金相当分	名古屋市消費者物価指数（愛知県県民生活部統計課） 上下水道料

【学校水泳授業に係る対価（サービス対価Ｄ）の物価変動に係る改定にあたって参考にする指標】

項目	指標
学校水泳授業の受入業務のうち 水泳指導に係る費用相当額	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） 労働者派遣サービス
バスでの送迎に係る費用相当額	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） 道路旅客輸送

【募集要項　別紙５】談合等の不正行為に係る契約解除の考え方

市と事業者間で締結する事業関連契約の内容については、優先交渉権者の決定後に、市と優先交渉権者の間で協議をして決定するものであるが、「談合その他の不正行為に係る解除」及び「談合その他の不正行為に係る賠償金の支払」に係る規定に関しては、「一宮市公共工事請負契約約款（市が制定している工事発注に係る標準的な約款）」等に準じて、以下のように定めるものとする。

＜条項（案）＞

※「構成員Ａ」「構成員Ｂ」「構成員Ｃ」などの記載を適宜調整する。
※採用する事業方式等によって、事業者グループのいずれかの構成員が、「一宮市設計測量等委託契約約款（2023.4.1 改正）」や「一宮市公共工事請負契約約款（2026.4.1 改正）」等の市が制定している契約書の標準的な約款（以下「標準約款」という。）を用いて、市と本事業に係るいずれかの業務に関する契約を締結する場合においては、市と事業者間で締結する事業関連契約に定める以下の条項が、市といずれかの構成員が締結した標準約款を用いた契約書における「談合その他の不正行為に係る解除」「談合その他の不正行為に係る賠償金の支払」よりも優先するものとする。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第１条　一宮市（以下「市」という。）は、構成員Ａ、構成員Ｂ、構成員Ｃ等で構成される事業者グループまたは事業者グループ及び構成員のいずれかの代理人、支配人その他使用人として使用していた者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。以下、「事業者等」という。）が本事業の公募手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合、事業者等に損害を及ぼしても市はその責めを負わない。

(1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第 54 条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者等に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に応募（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 事業者の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条

第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(5)事業者の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

２　事業者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払）

第２条　事業者は、第１条第１項各号のいずれかに該当するときは、市がこの契約を解除するか否かにかかわらず、サービス対価Ａ－１及びサービス価格Ａ－２の元本相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 10 分の２に相当する額の賠償金にサービス対価Ａ－１及びサービス価格Ａ－２の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付して、市が指定する期限までに支払わなければならない。事業者がこの契約を履行した後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、市は、市に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、事業者が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。事業者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であったものについても、同様とする。